『指導要録・質疑応答』

【問】保護者（父母）が児童と離れて遠隔地にいて，実質的に親権を十分行使することができない場合でも保護者として記入するのか。

【答】義務教育では親権を行うものが児童の就学についての義務を負っているのであるから，たとえ親権者が遠隔地（国外を含む）にいて親権を十分に行使できない場合でも，法律上の保護者を記入すべきである。

【問】国際化の進展にともなって，児童が外国の学校に入るために退学したり，外国から帰国して編入学する例が多いが，このような場合に指導要録の記入や扱いはどうするか。

【答】まず，外国にある学校などに入るため退学する場合は，退学の扱いとして「学籍の記録」の「転学・退学等」の欄の下部の年月日のところに校長が退学を認めた日を，その下の余白にその事由を記入する。学籍欄以外の各欄にも所要の事項を記入し，最後に校長が記載事項に誤りのないことを確認して押印する。これをもって原本の記載は完了し，この日の翌日以降「学籍に関する記録」は20年間，「指導に関する記録」は５年間，別に整理して保存することになる。また，校長は児童が外国にある学校などに入るために退学した場合においては，当該学校が日本人学校その他の文部科学大臣が指定した在外教育施設であるときにあっては，国内の学校へ進学又は転学した場合に準じて指導要録の抄本又は写しを送付することとし，それ以外の学校などにあっては，求めに応じて適切に対応することとした。

次に，外国から帰ってきた場合は，「編入学」の扱いとなる。この場合，新たに指導要録を作成することになるので，「学籍の記録」その他の欄に，所要事項を速やかに記入しなければならない。特に「入学・編入学等」の欄では，その学校に入った年月日（すなわち教育委員会が通知した日）を記入し，「第１学年入学」の文字を消除し，「第１学年編入学」の空白に，入った学年を記入するとともに，その事由を下部の余白に記入する。

　　なお，この場合，在学した外国の学校などにおける履修状況や指導の記録の写しなどの送付を受け，原本とあわせてつづっておくことが望ましい。このことについて文部科学省では，平成３年３月26日付けで日本人学校長等あてに通知を出し，その中で，日本人学校及び私立在外教育施設においては，児童が日本に帰国した場合には，指導要録の写しを当該児童を受け入れた学校に送付することとした。

【問】外国籍の生徒は通称名で記入してよいか。

【答】教育委員会からの通知に記載されている氏名（本名）を記入する。氏名のふりがなは，できるだけ母国語に近い読み方で記入する。

【問】７月28日に転学の申し出があった。この場合，指導要録の「転学・退学等」の欄の上部括弧書きの年月日は何日とすべきか。

【答】「７月28日」となる。通知文に「学校を去った年月日をこの欄の上部括弧内に　・・」とあるように，まさに去った日を記入すればよい。平常の場合は，申し出をしても授業を受け続ける日があるので，その場合は「授業を受けて学校を去る日」がそれにあたり，「申し出た日」と一致しない。しかし，休業中であれば，申し出の日を去った日としてよい。

【問】「転学・退学等」の欄の下部の括弧のない年月日は何日とすべきか。

【答】たとえ夏季休業中に転学（学校を去る）しても，転学先の学校が受け入れる前日までは前の学校に籍があるとみなす。「転学・退学等」の欄の下部の括弧のない年月日がそれで，この日付を記入することになる。

(例) ７月28日に学校を去り，受け入れ校が９月１日に転入したという連絡を受ければ，８月31日まで在学したということになる。

【問】転学先の学校に何日に転入したかが不明の場合，７月の在籍の取扱いはどうするか。

【答】原則はあくまでも転学先の学校あるいは，教育委員会に問い合わせて転入日を確認してから数えるものである。しかし，長期休業期間中の場合，転学先学校への転入の問い合わせに対する返信は遅れがちになる。そこで，この例の場合は普通，８月１日を転入日として指定する場合が多いので，見込みとして７月の在籍を数えることになる。

【問】原級留め置きとなった児童について，留め置かれた学年から新指導要録に変わる場合，その学年の前の記録はどうなるか。

【答】留め置かれた学年から新しく指導要録を作成し，前年までを記録した用紙と重ねて保管すればよい。

(例)５年生で原級留め置きとなった児童については，前の５年生は旧指導要録に，留め置かれた５年生以後は，新指導要録に記載することになる。

【問】「出欠の記録」で夏季休業期間中の出校日は，授業日数に入れることができるか。

【答】授業とは学校において編成した教育課程を実施することであるから，夏季休業中の出校日は，それが教育課程として実施されたものでない限りは授業とはみなされず，授業日数にも入れない。

【問】学年閉鎖・学級閉鎖の場合の，授業日数の計算のしかたはどうなるか。

【答】同一学年の全学級の授業日数は同一の日数になる。したがって，当該学年の全学級が学級閉鎖した場合（すなわち学年閉鎖）は，その日数は当該学年の授業日数に含まないが，同一学年の一部の学級が学級閉鎖を行なった場合は，その学級の授業日数に含まれることになり，生徒全員の「出席停止・忌引等の日数」に計上する。（当該学年の授業日数は減じられない。）

【問】「出席の記録」で，児童生徒が運動や文化等に関わる行事に参加した場合，出席扱いにできるか。

【答】それが，学校の教育活動の一環として行なわれたものであれば，参加した場合は出席扱いとすることができる。

【問】不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けた日を「出席扱い」とした場合，「出欠の記録」にはどのように記入するのか。

【答】「備考」の欄に，出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。